

吉田 研二

(特許業務法人 YKI 国際特許事務所 所長・弁理士)

聞き手

「発明」編集部

はじめに

「知財関係者であっても、アジア弁理士協会 (APAA: Asian Patent Attorneys Association) を知らない方は多いかもしれない」と語る吉田研二氏。

その名のとおり、APAAの会員になれるのは弁理士であることから、確かに企業の知財部の方々にとって縁遠い存在であるといえなくもない……。

APAAは1969年12月、日本の呼びかけにより設立された、アジアで唯一の知財代理人の国際団体だ。

現在、アジアは経済発展が見込まれる成長市場として世界中から注目を集めている。海外(特にアジア)に生産拠点や市場を見出す日本企業は少なくない。その際、APAAのネットワークを利用しない手はないと思うのだが……。

APAAの9代目会長を務めた吉田氏に話を伺った。

アジアのVOICEを世界に届ける

——まず、設立の経緯をお伺いします。

吉田：きっかけは特許協力条約 (PCT) です。PCTは1970年に策定、78年に発効されました。

現在の世界知的所有権機関 (WIPO) の前身である知的所有権保護合同国際事務局 (BIRPI) は、PCTを実現するために各国および国際組織の意見を取り入れようとしたのです。

しかし当時、アジアにはそういった組織が存在しなかったため、急きょ、設立の機運が高まりました。

——当時から弁理士会 (現・日本弁理士会) があったと思うのですが……。

吉田：しかし、弁理士会は国際組織ではありません。BIRPIからは、PCTに対してアジアが意見を述べる場合、“複数国からなる民間組織であること”という条件が提示されました。

そこで、弁理士会の国際活動委員会 (現・国際活動センター) が中心となり、韓国と台湾に呼びかけて1969年にAPAAが設立されました。

——アジアに限らず、BIRPIは欧米にも同様の働きかけをしたのですか？

吉田：当時、特許といえば欧米が中心だったので、アジアとは事情が異なります。中国は特許制度がなかった時代です。1885年から特許制度を導入していた日本は、アジアの中では唯一、欧米に近い存在でした。

——なるほど。APAAの特徴とは？

吉田：グローバルなIPアソシエーションで地域限定なのは、APAAだけでしょう。また、国連のアジアの概念は中近東も含みますが、APAAの場合、基本的にアジア・パシフィックです。

現在、APAAのメンバーは、24カ国 (地域)、約2300人です。

Kenji Yoshida

1968 (昭和43) 年、芝浦工業大学電気工学科を卒業。1971年に弁理士登録。シチズン時計株式会社、鶴沼特許事務所を経て、1978年にYKI国際特許事務所を設立。2009年からAPAAの会長を務めるなど、世界主要国の弁理士とのネットワークを構築している。

【連絡先】

〒180-0004

東京都武蔵野市吉祥寺本町 1-34-12

TEL 0422-21-2340

<http://www.yki.jp/>



アジアの意見は無視できない

——現在のAPAAの役割とは？

吉田：アジアのIP全体の問題に取り組んでいます。例えば、アジアには地域格差があります。日本の特許出願件数が約35万件。他のAPAAメンバー国と比較すると、その差は歴然です。

特許よりも商標や著作権のほうが“主たる権利”という国が多いのが現状です。そのため、2012年のAPAA総会では、Trademark agentやTrademark AttorneyをPatent Attorneyと同列に扱うよう、規約を改定しました。

——アジアにおける特許制度の普及・啓発の一翼を担っていると……。

吉田：「もっとイノベーションの力を蓄え、そこから自主技術で自分たちのモノづくりをすべきだ！」と言い続けています。まあ、一朝一夕には特許出願が増えるとは思えませんが……。

——しかし、日本がリーダーシップを発揮して、アジアのキャッチアップを促す努力は重要だと思います。

吉田：それがAPAAに課せられている重要な使命だと考えています。

私が弁理士を目指した40年前の知財といえば、出願から登録手続きといった、産業の付随的な業務のようにみられていましたが、現在は産業構造の変化とともに、「本当の資源とはアイデアやIPである」「モノから知識・情報へ」といったように価値観が大きく変わってきました。

「知財が世界を動かす」という感覚は、弁護士・弁理士に限らず、国や地域を問わず、世界共通の認識になっています。当然、APAAのメンバーも同じ認識ですから、近い将来、アジアのIPが経済成長に伴い、発展を遂げる可能性は低いはずですよ。

そしてもう一つ、大きな特徴として“部会制”が挙げられます。

原則、7名以上になると部会を作ることができます。現在、18の部会がありますが、部会を設立することで、その代表を本部に送り込んだり、地域の特徴を活かした運営を行うことができるようになっていきます。その部会の集合体がAPAA本部なのです。

APAAのメンバー国（地域）

(1) オーストラリア部会	160 人	(13) マレーシア部会	67 人
(2) バングラデシュ部会	14 人	(14) モンゴル	1 人
(3) ブータン	1 人	(15) ミャンマー部会	9 人
(4) ブルネイ	4 人	(16) ネパール	4 人
(5) カンボジア	2 人	(17) ニュージーランド部会	30 人
(6) 香港部会	134 人	(18) パキスタン部会	117 人
(7) インド部会	185 人	(19) フィリピン部会	75 人
(8) インドネシア部会	69 人	(20) シンガポール部会	83 人
(9) 日本部会	650 人	(21) スリランカ部会	20 人
(10) 韓国部会	375 人	(22) 台湾部会	181 人
(11) ラオス	3 人	(23) タイ部会	67 人
(12) マカオ部会	12 人	(24) ベトナム部会	47 人

※現在、ブータン、ブルネイ、カンボジア、ラオス、モンゴル、ネパールは部会になっていない。
※2012年1月時点。

APAAの歴代会長

就任年	氏 名
1969 年	湯浅 恭三
1974 年	猪股 清
1982 年	岡部 正夫
1988 年	William D.Howie (17)
1994 年	浅村 皓
2000 年	Myung-ShinKim (10)
2003 年	Dato V.L. Kandan (13)
2006 年	Alonzo Ancheta (19)
2009 年	吉田 研二
2012 年	Chi Keung Kwong (6)

※カッコ内の数字はメンバー国（地域）の番号と対応。

——ところで、APAAに入会する目的とは何でしょうか？

吉田：APAAのモットーは、メンバー間で知識を共有し、友好関係を築くことです。“友好”には、互いに仕事を融通し合うことも含まれています。

例えば、「私の国に出願するときは、現地代理人としてクライアントに紹介してください！」といったやり取りがメンバー間で行われます。

——これぞ、グローバル・ネットワークの構築！ ですね。

吉田：もちろん、純粋に「アジアのIPを何とかしたい」「アジアの現状を勉強したい」という方もいらっしゃると思いますが……(笑)。

“友好”という意味では、最近特にWIPOが非常に好意的です。いろいろとAPAAの意見を求めてきます。

——その理由とは？

吉田：市場としての魅力が一番の理由でしょう。APAAのメンバー国(地域)の人口は約20億です。世界中がアジアにおけるビジネスチャンスを見つめ、虎視眈々と狙っているのです。

——APAAの年次大会には、欧米からオブザーバーとして参加を希望される方が増えていると伺っています。

吉田：年次大会はAPAAの活動のなかでも一大イベントです。約70カ国から参加があるという事実が、注目度の高さを物語っていると思います。

APAAのサイトでは、年次大会の内容の一部を一般公開しているので、興味を持たれた方は、ぜひ参照していただきたいですね。

——ちなみに、2012年10月にチェンマイで開催されたAPAA総会の様子については葦原エミ弁理士にご寄稿いただきました (p.p12~15)。

南北問題と中国問題

——APAAの課題とは何ですか？

吉田：“メンバー間で知識の共有”とはいえ、同じ立場で議論できないことも少なくないことですね。

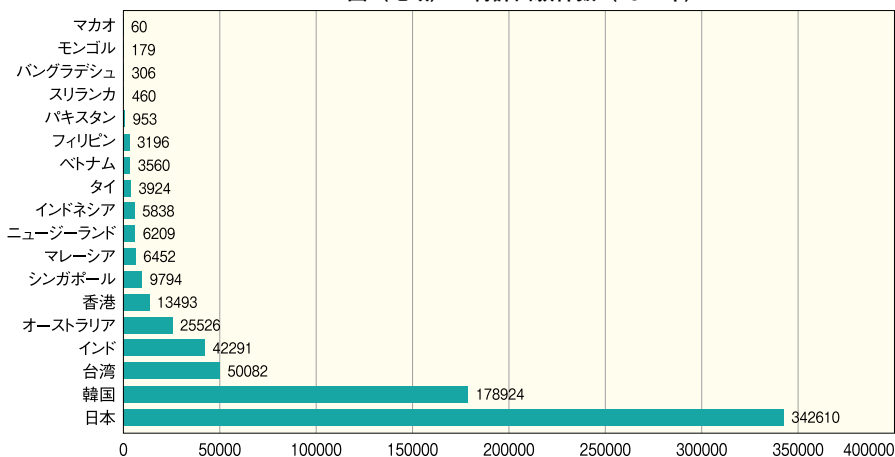
例えば、生物多様性の遺伝資源や伝統的知識において、先進国と途上国間で、遺伝資源へのアクセスや公平な利益配分といった南北問題があります。

最近では、省エネや再生可能エネルギーをはじめとする、いわゆる「グリーン・テクノロジー」。北が保有するグリーン・テクノロジーをリーズナブルな値段で南に技術移転させる……。

こうしたIPが絡む国際問題の調整役はWIPOですが、ここで、APAAに意見を求めてくるわけです。

ところが、APAAのメンバー国の多くは“南”です。APAA内で調整して統一見解を発信するのは困難です。

APAAメンバー国(地域)の特許出願件数(2011年)



※ネパール、ミャンマー、ラオス、カンボジア、ブルネイ、ブータンの詳細は不明。
※WIPOのサイト (<http://www.wipo.int/ipstats/en/wipi/>) より作成。
※台湾については、台湾特許庁(TIPO)のサイト (<http://www.tipo.gov.tw/>) を参照。

WIPOから参加要請のある主な会議

PCT規則改正暫定諮問グループ会合
PLT採択外交会議
PCT改正ワーキンググループ会合
商標法・意匠法・地理的表示法常設委員会会合(STC)
特許法常設委員会会合(SCP)
IPと遺伝資源、伝統的知識およびフォークロアに関する多国間会合(IGC)
NGOとの事務局長会議
WIPO Green
ヘーグ協定改正外交会議
電子商取引・知的所有権会議

※その他、APAAの関係団体主催の会合にも代表を派遣している。

——設立経緯や歴代会長を見ても、日本がAPAAの主導権を握っていることは明白ですが、確かに国の数でみれば途上国のほうが多いですね……。

吉田：しかも、APAAはもともとノン・ガバメントの組織として発足していますから、国益が絡む高度な政治問題に介入していいものかどうか——といった問題もあります。

——設立目的と乖離してしまいますね。

吉田：内部では、「APAAも介入すべきだ」という意見があることも事実ですが、この判断は難しいですね。

ただし、こうした南北問題はAPAAの中ではあまり議論されません。

なぜなら、途上国のAPAAメンバーであるIPロイヤーたちは、自国での社会的地位が非常に高い方々が多く、彼らのクライアントの多くは“北”なのです。つまり、彼らにしてみれば、自国の利益はもちろん大事でしょうが、北に苦言を呈しにくいという立場に置かれているのです。

自己矛盾というか、南北問題においてAPAAの中で議論が起きないことが、果たしていいのか、悪いのか……。

——なるほど。APAAは非常に難しい舵取りを迫られているということですね。

吉田：APAAが政治問題にも介入して調整役になれたらいいと思わなくもないのですが、荷が重いテーマです。

——他のIPアソシエーションはどのよう

吉田：国際弁理士連盟（FICPI）は、もともと欧州の組織です。WIPOからFICPIの見解を求められたとしても、対応はしやすいでしょうね。

国際知的財産権保護協会（AIPPI）の場合はどうかというと、ここはトップの影響が非常に色濃く出る傾向にあると思います。

——トップが所属する国の国益に左右されやすいということですか？

吉田：もちろん、どの国際組織でも、グローバルという看板を掲げている以上、国益や政治問題と無縁ではられません。それはAPAAも例外ではありませんが、要はバランスや程度の問題ということですね。

——ところで、中国がAPAAのメンバーでないのはなぜでしょう？

吉田：現在、中国はGDPが世界第2位、人口約13億人。特許出願件数は52万件を超え、世界第1位です。

この国がAPAAの領域内にありながらメンバーではないことについて、多くの方が疑問を持たれると思います。今回のインタビューでも必ず質問されると思っていました……。

1969年当時、中国には特許制度がなかったことから、日本は韓国と台湾にAPAAの構想を打診したことは先に述べたとおりです。

中国の公式見解では、「台湾をChinese Taipeiに変えてもらえない」と、APAAに参加できない」とのこと。

——いわゆる、“One China Policy”ということですね……。

吉田：中国には中国全国専利代理人協会(ACPA)という組織があり、ここの交流は活発に行っています。

——よく分かりました。この話題はこれで終わりにしましょう。他に誌面で紹介しやすい課題は何かありますか？

吉田：もう一つ挙げるとすれば、APAAの特徴である“アジア限定”についてですね。

「他のIPアソシエーションと同様に、“オール世界”として門戸を広げるべきではないか」といった意見も始めているのです。

——それは設立の趣旨や目的からは逸脱することになりませんか？

吉田：そうなんです。“アジア限定”であることは、APAAのアイデンティティだと思うのですが、これが将来的にどうなるかは分かりません……。

——WIPOや他のIPアソシエーション、アジア以外の国から“開国”を迫られているということですか？

吉田：いや、これはAPAAの内部からの意見です。国際的なプレゼンスをさらに高めるための手段として、アジア以外の国を受け入れるべきか、あえてアジアにこだわるべきか、双方にメリットとデメリットがあるので、これも難しい問題ですね。

——数の理論と、他のIPアソシエーションとの差別化という問題ですね。

APAA会長の苦労と醍醐味

——2009～2012年、吉田先生はAPAAの会長を務められましたが、苦労されたことも多かったのではないのでしょうか？

吉田：実は、それほど苦労した記憶がないんです(笑)。やはり、歴代の会長に日本人が多いからだと思います。

もちろん、前述したように政治的な課題や、面倒な調整もありましたが、すぐに相談できましたから……。

強いて苦労を挙げるとすれば、APAAの公用語が英語ということですね。

——Asian Englishですね。

吉田：そうです。慣れないと相手が何を言っているのか、全く理解できないことも少なくありません。

いや、それよりも、会議の進行に関して、最初は大変戸惑いました。

——何かAPAAの特別な進行ルールがあるのですか？

吉田：その逆です。国際会議の場合、“ロバート議事法”という基本ルールにのっとりて進行するというのを会長に就任して初めて知りました。

1976年、米国陸軍の少佐だったHenry M. Robert氏が米国議会の規則をもとに、初対面のメンバーで構成される会議でも議事をスムーズに進行できるように簡略化した議事進行方法で、現在、多くの国際会議においてこのルールが採用されています。

——すみません。初めて聞きました。

吉田：同議事法で最も特徴的なのは、ある意見にセカンド（動議の賛同者）がつき次第、会議の議題としなければならないところなんです。

つまり、少数意見を尊重するということです。国際会議で発言する場合、事前にこのルールを頭に入れておくことをお勧めします。

——それでは、APAA会長に就任することのメリットや醍醐味とは？

吉田：姉妹団体の会合に参加できるだけでなく、そこのシニアメンバーと個人的な関係を構築できることです。

——そこで培われるネットワークは非常に大きな財産になりますね。

吉田：ですから、会長になりたい方はたくさんいらっしゃいます(笑)。

ただ、気をつけなければならないのは、会長には非常に強い権限が与えられていること。私は全体のバランスを考え、あえて神輿的存在に徹するという“日本流”を取り入れていましたが、強硬に振る舞うことも可能なのです。

——国や地域だけでなく、会長の資質も問われるということですね。

吉田：何でもそうですが、権利が大きいほど、責任や周囲への影響も重大だという自覚は必要だと思います。

チェンマイ総会で開会宣言する吉田氏（2012年10月27日）



APAAの姉妹組織

国際弁理士連盟	FICPI
アセアン知的所有権協会	AIPA
欧州特許庁登録代理人協会	e p i
国際商業会議所	ICC
国際商標協会	INTA
米国弁理士協会知的所有権部	ABA IPL Section
国際知的財産権保護協会	AIPPI
欧州共同体商標協会	ECTA
米国知的所有権協会	AIPLA
反模造品団体	ACG
国際ライセンス協会	LESI

フレンドリーな国際組織

——APAAに入会できるのは弁理士だけということですね。

吉田：そうです。弁理士はぜひ、APAAに入会いただきたいと思います。

なぜなら、APAAのメンバーになることで、アジアのネットワークを構築できる。これは、クライアントにもメリットをもたらすことになります。

日本企業がアジアの代理人にアクセスする際、APAAメンバーを通せば、安心して業務委託できるわけです。

そして、APAAは日本がリーダーシップを執ることのできる、数少ない国際組織の一つです。

香港のChi Keung Kwong氏が10代目の会長に就任しましたが、成り立ちからいっても、事務局としての運用面からいっても、APAAの主導権を握っているのはあくまで日本です。

——日本のリーダーシップ……。確かに、そうした気概を持つことが産業会においても必要かもしれません。

吉田：そのとおりです。特にアジアでは日本のリーダーシップに期待する国が多いのです。例えば、シンガポールの初代首相のリー・クアンユー氏は“Look East”と言っていました。Eastとは日本のことを指しています。

我々、日本人はアジアの期待に応えていくべきです。それが国益にもつながっていくのです。

——なるほど、よく分かりました。他にも何かメリットはありますか？

吉田：IPアソシエーションの中で、これほどフレンドリーな組織はないと自負しています。メンバーは皆、親しい友人になれるでしょう。ビジネスはもちろん大事ですが、やはり、友好が一番大切だと考えています。

——ちなみに、入会は日本部に申し込むということですよね？

吉田：そうです。APAA日本部のサイト (<http://www.apaa-japan.jp/>) から簡単に申し込むことができます。

——日本部会では具体的にどのような活動をされているのですか？

吉田：主な活動について、その概要を紹介しましょう。

1. 総会と理事会の開催

APAAの本部とは別に、日本部会の通常総会や理事会を開催しています。

2. 委員会活動

日本部会の運営等に関する重要事項を審議するのが総務委員会です。

アジア委員会では、シンガポール、オーストラリア、台湾、インドについて、過去数年にわたり現地を訪問し、知財制度を調査しています。

商標委員会や模倣品海賊版対策委員会、特許委員会等は、本部からの委嘱によって設置された委員会です。

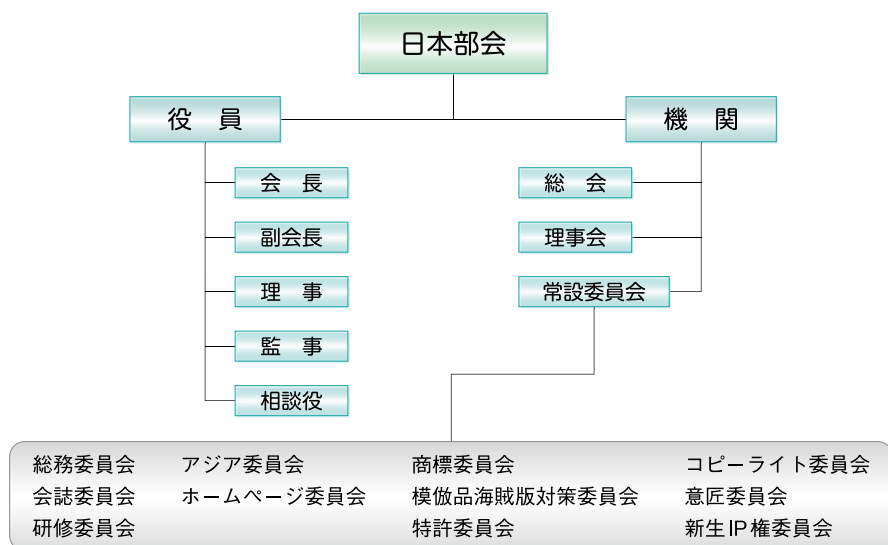
3. 講演会やセミナー等の開催

有識者や専門家を招聘して講演会を開催したり、APAAの他の部会と共同でセミナーやシンポジウムを行っています。

4. 本部総会後の関係機関訪問

日本以外で本部の総会が開催される場合、会期終了後に開催地のIP関連機関を訪問したり、観光地巡りを行っています。

APAA日本部会の組織図



5. 定例的刊行物

総会や理事会の議事録、各部会や各委員会の報告をウェブ上で公開したり、会誌「APAA Journal of the Japan Group」を刊行しています。

日本部会の設立は1970年ですが、それ以来、APAAの中心的存在であると同時に、日本部会独自の活動も推進しています。今後も日本国内において講演会やセミナー等の開催、それから会員への情報発信を中心とした会員サービスに注力していきます。

——これらの活動は、すべて会員限定ということですね？

吉田：もちろんです。ただ、冒頭でもお伝えしたとおり、APAAの認知度を高めるために、今後は外部に対しても積極的に情報発信していかなければならないと考えています。

——なるほど、そういうことですか……。

特別セミナーの開催

——APAA日本部会の活動のなかで、「セミナーの開催」とありますが、本誌読者の中心は知財関係者。なかでも企業の知財部の方々がメインです。読者も参加できるセミナーを開催していたけるとありがたいのですが……。

吉田：読者の方々はこういったテーマをご希望なのでしょう？

——例えば、これからアジアに進出を考えている方々のため、APAAメンバー国の知財制度の実態というか、「実際の運用はこうなっていて、実務的にはココに注意!」といった、インターネット等では得られない、現地ならではのナマの情報が喜ばれるのではないかと……。

吉田：誌面で紹介できないような内容ということですか(笑)。面白そうですね。私にできることなら、何でも協力しますよ。



——ありがとうございます！ それでは、セミナーの企画につきましては、改めて、相談させていただきます。

吉田：セミナーのコンセプトは、単なる制度説明ではなく、「IP実務の実態」ですね。そういったテーマに強い講師を人選しましょう。

(「発明」編集部)

APAA特別セミナー開催のお知らせ

- ◆ 日 時：平成 25 年 5 月 24 日 (金) 13 : 00 ~ 17 : 00
- ◆ 場 所：日本消防会館(ニッショーホール) 5 階大会議室
(東京都港区虎ノ門 2-9-16)

- ◆ 主 催：APAA、発明推進協会
- ◆ 講 師：

吉田 研二 氏 (YKI 国際特許事務所 所長・弁理士)

Dato V. L. Kandan 氏 (弁護士)

7 代目アジア弁理士協会会長、マレーシア知財協会 (MIPA) 会長等を歴任。
現在、Shearn Delamore & Co のコンサルタント。

Pham Nghiem Xuan Bac 氏 (弁理士／弁護士)

元ベトナム知財局法務官・審査官。
元アセアン IPA 会長。

現在、Vision & Associates のマネージング・パートナー。



- ◆ 内 容：マレーシアとベトナムにおける IP 制度と審査の現状
(逐次通訳あり)

- ◆ 参加費：無料

- ◆ 定 員：100 名

- ◆ お申し込み／お問い合わせ：① 氏名、② 会社名、③ 住所、
④ 電話番号、⑤ 講師への質問をご明記のうえ、電子メール
でお申し込みください。定員となり次第、締め切らせて
いただきますので、あらかじめご了承ください。

当日のタイムスケジュール (予定)

13 : 00 ~ 13 : 30 吉田 研二 氏 14 : 45 ~ 15 : 45 Bac 氏
13 : 30 ~ 14 : 30 Kandan 氏 16 : 00 ~ 17 : 00 ディスカッション

※ 本セミナーは、日本弁理士会の継続研修として申請中です。受講後、
所定の申請をすることで、「外部機関研修」として 3.5 単位が認められます。
弁理士の方は、申し込み時に「弁理士登録番号」もお知らせください。

一般社団法人発明推進協会 知的財産総合支援グループ 研修チーム

担当：渡邊 清隆 kouza@jiii.or.jp / Tel 03-3502-5439